



2月14日の県労委期日の時間設定で三昭運輸分会の主張の正当性を立証！

三昭運輸分会が不当労働行為の救済を求めてたたかっている県労委の第6回審問が2月14日の午後1時30分から行われました。元々組合側はこの時間帯での開催は業務に支障をきたすことから強く反対し午後5時以降の開催を求めましたが、会社側は何ら異議を唱えず公益委員の職権で設定された期日でした。

三昭運輸分会の組合員は、県労委に参加するために2月14日に早退することを1月21日に届け出しましたが、会社側は「早退届を承諾しない」と文書で通知してきました。その理由を「この早退届は当社の業務の円滑な運営に支障を及ぼすもの」と記しており、組合側の主張の正当性を会社自身が立証することになりました。一方で会社は、組合員全員が有給休暇を取って県労委に参加することに時期変更権を行使せず「業務に支障あり」と早退を承諾しなかったこととの矛盾も露呈しています。



県労委控室で当該組合員と支援者等

組合側は14日の県労委で、この問題での会社側の矛盾を指摘すると同時に県労委には「次回からは午後5時以降に期日を設定するよう」強く求めました。

この組合側の主張に会社側は何の反論もできませんでした。また、水谷労働者委員が変形労働時間制に関わる会社の違法性を追及したところ、会社は適法に対処している旨の答弁を行ったため、清野分会長が即座に「虚偽の発言である」ことを指摘したため会社は沈黙してしまいました。しかし、この日の審問は会社側が期日までに提出すべき書面を提出しなかったために審理は進展せず早々に打切られました。

今回は審問室一杯の参加と署名の推進を！

2月14日の県労委には参加が困難な時間帯にもかかわらず、北口明代全労連前副議長（生協労連前委員長）、建交労トラック部会中島副議長（神田支部委員長）、建交労東京都本部遠藤書記長など遠方から駆けつけて頂いた方々や湘南労連、川崎労連、神奈川医労連の仲間をはじめ、建交労神奈川県本部の伊藤委員長、高橋書記長、神奈川県南支部など29名が結集しました（三昭運輸分会含む）。



次回期日は4月24日（水）午後5時からです。今回は29名の参加を得ましたが審問室には空席があります。審問室を満杯の支援者で埋め尽くして相手を圧倒するために全分会が支援体制を確立してください。合わせて県労委宛の団体署名と個人署名のとりくみを強化してください。